

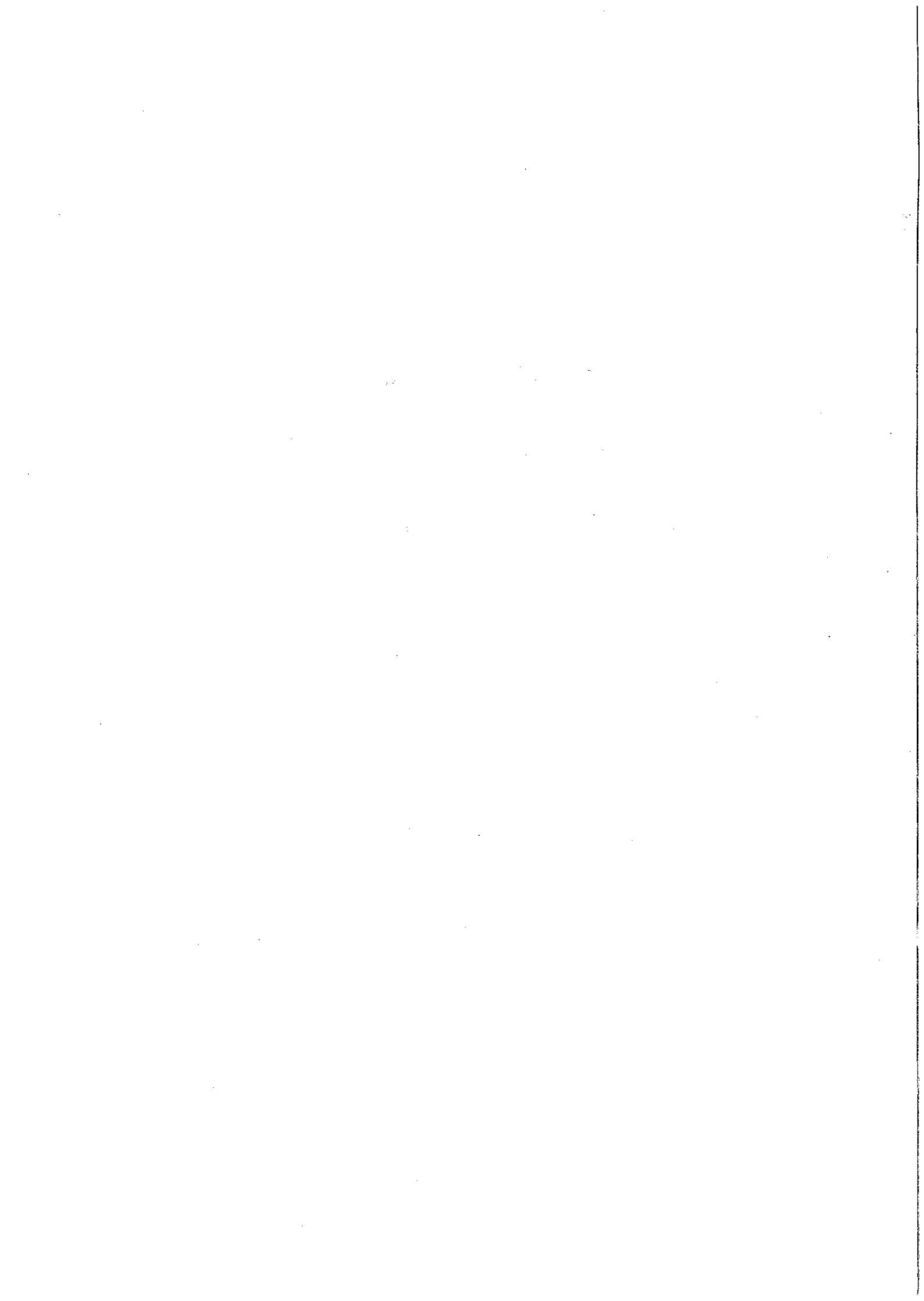
公益社団法人 福島県栄養士会 第6回定時総会

と き：平成30年6月30日(土)

ところ：郡山市労働福祉会館

公益社団法人 福島県栄養士会

〒963-8014 福島県郡山市虎丸町6-18
虎丸ビル201
電話 024-939-1195



公益社団法人 福島県栄養士会 第6回定時総会

日 程

10:00~10:30	各支部自由集会、展示見学
10:30~11:00	各職域協議会自由集会、展示見学、
11:00~12:30	特別講演
12:30~13:20	展示見学・昼食・休憩
13:20~13:30	賛助会員自己紹介
13:30~16:00	総会式典及び総会議事
16:00~17:00	日本栄養士連盟福島県支部総会

特別講演

演 題 「管理栄養士・栄養士に期待すること」

講 師 厚生労働省健康局健康課

栄養指導室長 清野 富久江氏

栄 養 士 憲 章

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実践を期するものである。

- 【専門性の自覚】 1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
- 【業務の原則】 1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。
- 【生涯学習】 1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるため常に人格の形成と、知識及び技術の向上に努める。
- 【融和と連繋】 1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の充実のため、社会の融和と連繋に努める。
- 【栄養士会】 1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責務を全うする

公益社団法人 日本栄養士会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 祝 辞

福島県保健福祉部 部長 佐藤 宏隆様

福島県栄養士養成施設協議会長

郡山女子大学 学長 関口 修様

4. 優良会員表彰

5. 議 長 選 出

6. 議事録署名人及び書記任命

7. 総会設立報告

8. 議 事

【公益社団法人福島県栄養士会第6回定時総会】

(1) 第1号議案 平成29年度事業報告及び貸借対照表、損益計算書（正味
財産増減計算書）、財産目録承認の件

(2) 第2号議案 理事選任の件

報告 平成30年度事業執行計画・予算について

報告 選挙結果について

9. 新旧役員を紹介、あいさつ

10. 閉 会

優良会員表彰

平成30年度 公益社団法人福島県栄養士会 会長表彰（10名）

大槻 有希	公益財団法人 湯浅報恩会 寿泉堂総合病院
阿部 友美	医療法人 明精会 会津西病院
星 直子	一般財団法人 温知会 会津中央病院
松本 敦子	公立小野町地方総合病院
川本 輝子	地域活動
津田 和加子	桜の聖母短期大学
佐久間 ミチル	桑折町保健福祉センター
阿部 和子	地域活動
成田 久美子	社会福祉法人みしま 特別養護老人ホーム 桐寿苑
風間 真実	社会福祉法人 天心会 特別養護老人ホーム 北原荘

平成29年度事業報告

〔I〕平成29年度事業の方針

本会は、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士が集い、その連帯の力で、食・栄養科学振興事業、食・栄養改善人材育成事業、食生活自律支援事業、食環境整備事業の四つの柱で、公益目的事業を推し進める団体である。

平成29年度は、これまでの実績をもとに、これを一層発展させて、以下五項目を重点として各種公益目的事業に取り組むこととした。

- ・ 県及び市町村で行う「健康日本21（第二次）」施策等への主体的で積極的な参画
- ・ 東日本災害にかかる被災者支援、復興支援の活動の展開
- ・ 地域医療、在宅の医療・療養・介護における栄養管理・栄養ケアを担いうる人材の育成
- ・ 健康増進法に基づく情報の提供
- ・ 公益目的事業をとおしての組織強化・会員拡大

〔II〕平成29年度事業の内容

I 食・栄養科学振興事業

公1 食と栄養の科学および実用技術を振興させる事業

本事業は、県民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである（食・栄養科学振興事業）。大きく二つの柱からなり、（1）一つ目の柱では、県民の健康と栄養の実態、栄養指導と食事療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集を行う。（2）二つ目の柱では、栄養指導と食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。この研究及び技術開発には、食と栄養の科学の見地から、郷土の食文化を発展的に将来に伝えること、及び、県産の食材を生かした料理レシピや献立を創作することも含まれる。これらにより、県の人口構成や疾病構造の動態に対応して県民の健康を護る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公1の事業を構成するものである。

1 栄養指導・食事療法・食育等に関する研究・技術開発事業

1-1 福島県栄養改善学会

事業の要旨 年に1回、職域を越えて管理栄養士・栄養士が一堂に会し、「給食管理・栄養指導」「健康教育・食育」「栄養管理（食事療法）」などに関する調査研究を発表する。

本会は、栄養改善学会委員会を立ち上げ、研究テーマの募集、研究発表内容の査読、指導を行っている研究・技術開発事業の一環である。

事業の内容 平成29年12月6日

会場 郡山市労働福祉会館 3階 大ホール

参加者 79名

対象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財源 本学会費、受講料

II 食・栄養改善人材育成事業

公2 一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、

郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業

県民が、より高い質の栄養指導及び食事療法をより身近に受けることができるように、本事業は、高度の専門的スキルとともに、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を輩出するために各種の研修等に取り組むものである（食・栄養改善人材育成事業）。事業の柱は、卒後教育制度（継続教育＝生涯学習制度）として実施される諸種の研修事業である。基幹研修制度と拡充研修制度（特定職域、その他の研修事業）とからなる。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2の事業を構成するものである。

1 卒後教育の基幹研修制度の運営事業

卒後教育の基幹研修制度は、すべての管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を対象として実施し、専門職業人としての強靱な基礎体力を身につけさせることを目的とする。

主たる対象は管理栄養士・栄養士であるが、関連職種、研究者、一般市民にも参加の機会が開かれている。

1-1 生涯教育研修事業

1-1-1 生涯教育研修事業（全体）

事業の要旨 卒後教育制度の基幹研修制度の中軸である生涯学習研修会を企画・実施する。

事業の内容 3日間、7単位で構成した。研修内容は、「消費エネルギー量の算定理論」「栄養ケアプロセス 栄養管理記録」「小児期からの生活習慣病～子供たちの現状から～」などであった。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財 源 本体会費、受講料

参 加 者 350名

1-1-2 生涯教育研修事業（県北支部）

研修会 平成29年7月29日

研修会「栄養管理のリスクマネジメント（給食管理のリスクマネジメント）」

講 師 福島赤十字病院 医療安全推進室 医療安全管理者 阿部美幸氏

会 場 福島赤十字病院

参加者 17名

対 象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財 源 本体会費、受講料

1-1-3 生涯教育研修事業（県南支部）

研修会 平成29年7月29日

研修会「栄養管理のリスクマネジメント（給食管理のリスクマネジメント）」

講 師 公益社団法人福島県栄養士会 会員 黒澤廣子氏

会 場 郡山市立中央公民館

参加者 22名

対 象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財 源 本体会費、受講料

1-1-4 生涯教育研修事業（会津支部）

研修会 平成29年7月29日

研修会「栄養管理のリスクマネジメント（給食管理のリスクマネジメント）」

講 師 公益社団法人福島県栄養士会 会員 久田和子 理事 小野知恵 氏

会 場 会津大学短期大学

参加者 11名

対 象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財 源 本体会費、受講料

1-1-5 生涯教育研修事業（いわき支部）

研修会

平成29年7月1日

研修会「栄養管理のリスクマネジメント（給食管理のリスクマネジメント）」

講師 公益社団法人福島県栄養士会 会員 佐藤 夕佳氏

会場 いわき市総合保健福祉センター

参加者 22名

対象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財源 本会会費、受講料

1-1-6 生涯教育研修事業（県北支部）

研修会

平成29年11月11日

研修会「栄養スクリーニング」

講師 公益社団法人福島県栄養士会 会員 小林 英二 会員 飛松 聡氏

会場 福島県立医科大学 S301教室

参加者 10名

対象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財源 本会会費、受講料

1-1-7 生涯教育研修事業（県南支部）

研修会

平成29年11月25日

研修会「栄養スクリーニング」

講師 公益社団法人福島県栄養士会 会員 黒澤廣子氏

会場 学校法人 郡山開成学園 家政学館2階 臨床栄養実習室

参加者 14名

対象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財源 本会会費、受講料

1-1-8 生涯教育研修事業（会津支部）

研修会

平成29年11月11日

研修会「栄養スクリーニング」

講師 公益社団法人福島県栄養士会 監事 室井弘子 理事 小野知恵 氏

会場 会津大学短期大学

参加者 23名

対象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財 源 本会会費、受講料

1-1-9 生涯教育研修事業（いわき支部）

研修会

平成29年11月25日

研修会「栄養スクリーニング」

講 師 市地域包括ケア担当：猪狩 僚氏 作業療法士：木田 佳和氏

歯科衛生士：島 美香氏 副会長：加藤 すみ子氏

会 場 いわき市総合保健福祉センター

参加者 35名

対 象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

財 源 本会会費、受講料

1-2 総会時研修会

平成29年6月17日

事業内容の要旨 本会の定時総会と併せて研修会を開催する。

事業の内容 専門職としての役割と倫理綱領の講演を開催した。

講 師 公益社団法人日本栄養士会顧問弁護士

セントラル法律事務所 弁護士 早野 貴文氏

会 場 郡山市総合福祉センター 5階 集会室

参 加 者 527名（委任状を含む）

対 象 研修会の部分に限り、管理栄養士・栄養士を対象とする（会員・非会員を問わない）。

財 源 本会会費

1-3 日本栄養士会との共同研修会

事業の要旨 管理栄養士・栄養士業務上有意義かつ時宜に適したテーマを掘り下げて、実務に生かす方法を習得させるための研修会を、日本栄養士会と共同で企画・実施する。

事業の内容 本会の企画立案で、平成29年7月15日に医歯薬出版株式会社「日本臨床栄養研究会」および平成29年9月9日には、一般社団法人Jミルク「栄養指導実践セミナー」を実施した。

1-3-1 「日本臨床栄養研究会」

講 師 郡山医師会副会長 原 寿夫氏

南大和病院 栄養部 工藤 美香氏

会 場 郡山市労働福社会館 2階 中ホール

参加者 92名

1-3-2 「栄養指導実践セミナー」

講師 一般社団法人 適塩・血圧対策推進協会 代表理事 岡山 明氏
東京栄養食糧専門学校 非常勤講師 林 進氏
一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院栄養科科长 室井 弘子氏

会場 郡山市労働福祉会館 3階 大ホール

参加者 61名

対象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）。関連職種

財源 助成金（日本栄養士会）

1-3-3 「ほっこり事業」

事業内容の趣旨 日本栄養士会では、東北被災3県（岩手・宮城・福島）の栄養士会とともに平成26年度より復興庁事業である「新しい東北」先導モデル事業として、『ほっこり・ふれあい食事プロジェクト』に取り組んできた。本事業の目的は、仮設住宅から公営住宅等への移転がすすむ今、これらの地域における高齢者の新たなコミュニティ形成、健康増進等に向け実施している。平成28年度からは日本栄養士会の公益事業の1つとして実施し、拡充を図っている。

栄養と食をキーワードとした高齢者と子どもとのふれあいを全国レベルで展開することにより、孤食、生活不活性発症予防等の課題に対して、適切な栄養管理と、高齢者の役割・生きがい等を創出するしくみを整備、強化することを目指す。

対象 保育所、被災高齢者が対象 管理栄養士・栄養士は支援

(1) 白河市立わかば保育園と白河市域の被災高齢者

第1回「七夕会」 平成29年7月5日

第2回「りんご狩り」 平成29年11月6日

第3回「新年子ども会」 平成30年1月11日

(2) 広野町の幼児と老人会

第1回「誕生会」 平成29年9月25日

第2回「お楽しみ会」 平成29年10月19日

第3回「実りの秋に感謝」 平成29年11月16日

第4回「カレーパーティー」 平成29年12月25日

2 拡充研修制度（特定職域その他の研修）の運営事業

拡充研修制度は、基幹研修制度を補完し発展させる研修である。職域の業務特性に由来する。

管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。管理栄養士・栄養士以外の関連職種（医療職、福祉職、教職等）や、研究者、市民の参加も可能である。

2-1 医療職域協議会研修会

事業内容の要旨 医療に関わる管理栄養士・栄養士、栄養・食事関連の医療従事者などを対象として、食事療法（栄養管理）の基礎的な学習と最新情報の習得を図るための研修会を開催する。

事業の趣旨等 疾病ごとの病態とこれに適合的な食事療法（栄養管理）を掘り下げて学習させ、専門的な知識・技能の向上を図った。

研修会「医療栄養士研修会（日本調理技術専門学校）介護食」

平成29年8月24日

講師 日本調理技術専門学校

介護食講師 田中 勇大 氏

会場 学校法人 永和学園 日本調理技術専門学校

参加者 31名

対象 県内医療施設に従事する管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）。関連職種

依頼元 東北電力株式会社

財源 受講料、助成金（東北電力）

研修会「医療栄養士研修会（日本調理技術専門学校）介護食」

平成29年9月26日

講師 日本調理技術専門学校

介護食講師 田中 勇大 氏

会場 学校法人 永和学園 日本調理技術専門学校

参加者 33名

対象 県内医療施設に従事する管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）。関連職種

依頼元 東北電力株式会社

財源 受講料、助成金（東北電力）

研修会「栄養情報提供書研修会」

平成29年11月27日

栄養情報提供書を学ぼう① 講師：室井 弘子氏

栄養情報提供書を学ぼう② 講師：寺島 由美子 氏

会場 郡山市労働福祉会館

参加者 56名

対象 県内医療施設および福祉施設に従事する管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）

依頼元 公益社団法人 日本栄養士会

財源 受講料

栄養情報提供書を学ぼう① 講師：織田 由美子氏

栄養情報提供書を学ぼう② 講師：寺島 由美子氏

会場 郡山市労働福祉会館

参加者 31名

対象 県内医療施設および福祉施設に従事する管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）

依頼元 公益社団法人 日本栄養士会

財源 受講料

その他

「栄養ワNDER 2017」 1.竹田総合病院 2.福島赤十字病院 3.太田西ノ内病院 4.太田熱海病院
5.福島県立医科大学附属病院

Ⅲ 食生活自律支援事業

公3 県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第30条の2第1項参照）ことを謳っており、本事業は、県民のかかる「自主的な努力」を、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして支援し、もって、県民の健全な食生活・食事摂取を自律的に営む力を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3つの柱からなり、（1）1つ目の柱では、「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の県民の個別性・特性に合わせた栄養指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）2つ目の柱では、「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く県民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）3つ目の柱は、食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業の要旨 市町村や医療機関（診療所）、社会福祉施設等からの栄養指導等の業務依頼に対応できる所（ステーション）である栄養ケア・ステーションで、各市町村からの要望に応じて栄養指導、及び料理教室、県民向けの講演活動等に取り組む。

栄養ケア・ステーションの事業は、主として個別特性対応型の食の自律支援活動を地域密着型で掌り（もとより、集団特性対応型の食の自律支援事業も担当する）、地域住民の健康増進及び疾病予防・治療に貢献しようとするものである。それゆえ、栄養ケア・ステーションの事業は、地域住民の健康維持、増進に直接寄与するものを主たる対象とする。本会の栄養ケア・ステーションは平成20年から立ち上げた。

事業の内容 以下のとおり実施した。

1-1-1 事業報告 平成29年度 高齢者活躍人材育成事業講習

8日間（会津会場、白河会場 各4日間）

対象 県民一般

依頼元 公益社団法人 福島市シルバー人材センター

財源 業務手数料

参加者 31名

1-1-2 事業報告 平成29年度高齢者スキルアップ・就職促進事業

14日間（福島会場、須賀川会場 各7日間）

対象 県民一般

依頼元 公益社団法人 福島市シルバー人材センター

財源 業務手数料

参加者 32名

その他 実施件数 13件

1-2 無料職業紹介事業

事業の要旨 管理栄養士・栄養士を雇用したい企業等に対し職を求めている管理栄養士・栄養士を紹介するマッチング事業（会員以外も含む）管理栄養士・栄養士の雇用支援・病院・施設・養成校等から求人依頼 5名

1-3 被災者支援活動事業

事業の要旨 県内各市町村の仮設住宅の居住者及び借り上げ住宅の居住者を対象に、それぞれの個別特性に適合した栄養指導、栄養ケアを行う。

事業の内容 被災者支援の栄養ケア活動である。本県は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災し、県民が県内外の仮設住宅、借り上げ住宅などで生活している。これらの被災者に対しては特段の支援が必要であることから、県内各保健福祉事務所、各市町村などの要請に応じて、本会の管理栄養士・栄養士が、被災者に対し、栄養指導、

食事指導、調理指導などを行った。

対 象 被災県民

受託元 福島県

工夫点 被災者支援事業は個別対応が原則であり、具体的な事業実施の計画立案等は、法人が、専門職としての会員の蓄積を生かしながら、個々の被災者の心身の状況を踏まえ、独自に創意工夫を凝らしてこれを行うのが必須である。

財 源 受託料

1-4 管理栄養士・栄養士人材確保支援事業

(1) 管理栄養士・栄養士人材確保就職準備金貸付事業

事業内容の要旨 東日本大震災以降の本県における管理栄養士・栄養士の人材不足は深刻であるが、これらは本県特有の課題であるため、緊急的対策とし、相双・いわき地域等における管理栄養士・栄養士就職者を定着させるための就職準備金貸付事業及び支援事業を行った。

対 象 管理栄養士

委託元 福島県

財 源 受託料

(2) 管理栄養士・栄養士県内就職定着のための支援

①県内就職定着のための職場見学・仕事説明会

事業内容の要旨 相双・いわき地区を中心とした、県内において管理栄養士・栄養士の就職者を増加させるとともに、離職防止のための職場見学会・仕事説明会を開催した。

対 象 管理栄養士・栄養士・養成校の学生

委託元 福島県

財 源 受託料

②管理栄養士・栄養士人材バンク推進事業

事業内容の要旨 相双・いわき地区を中心とした、県内への管理栄養士・栄養士の就職者を増加させるため、県内の就職求人情報を提供する「管理栄養士・栄養士人材バンク」を設置する。県内の就職先（求人事業所等）と県内外の求職者に広く周知するため、広報活動を行った。

対 象 管理栄養士・栄養士

委託元 福島県

財 源 受託料

1-5 福島県地域包括ケアシステム構築推進事業

事業内容の要旨 全市町村における自立支援型地域ケア会議の実施を支援するために、地域ケア会議の助言者となる専門職の人材育成を目的とした研修会に参加し、モデル市町村の自立支援型地域ケア会議に対する現地支援を行う。

地域ケア会議の助言者となる専門職の市町村自立支援型地域ケア会議 11市町村で
46回実施

対 象 管理栄養士

依頼元 福島県

1-6 イベント協力の栄養相談（栄養指導）事業

事業内容の要旨 各種イベント会場など、直接、県民とふれあう場において、個々の県民の個別性や特性に合わせた栄養指導・食事指導を行った。県民が多く集まる機会（イベント）において栄養指導・食事指導を行い、県民の食の自律を図るものである。

対 象 県民である。

財 源 会費

事業の内容 以下のとおりである。

(1) いわき市「介護フェアinいわき2017」

平成29年4月23日

会場 いわき市総合保健福祉センター

(2) 福島市ピンクリボン啓発

平成29年5月14日

会場 福島市駅前広場

(3) いわき市「食育インフォメーション」

平成29年6月15日・20日

会場 いわき市総合保健福祉センター

(4) ふくしまの未来を医療で担う夢応援事業における医療体験セミナー

平成29年7月19日

会場 ビックパレットふくしま

(5) 8月4日「栄養の日」イベント

平成29年8月4日

会場 竹田総合病院

(6) 食生活改善及び健康増進普及月間街頭啓発事業

平成29年9月8日

会場 イトーヨーカドー 平店

(7) 会津若松市健康まつり

平成29年9月17日

会場 会津若松市民文化センター

(8) 「ふくしまの未来を医療で担う夢応援事業における医療体験セミナー」

平成29年9月18日

会場 郡山市ビッグパレットふくしま

(9) 福島市健康フェスタ2017

平成29年9月24日

会場 アオウゼ

(10) いわきの地域医療をマネジメントする 山本ゼミ ランチ提供

平成29年9月24日

いわき市中央台公民館

(11) 第4回 いわき・わくわく・食育フェスタ

平成29年9月30日

会場 いわき市総合保健福祉センター

(12) チャレンジふくしま県民運動

平成29年10月14日、15日

会場 県営あづま総合体育館

(13) 健康長寿いきいき県民フェスティバル

平成29年10月22日

会場 郡山市ビッグパレットふくしま

(14) 福島市食育フェスタ

平成29年11月5日

会場 こむこむ

(15) 「保健・福祉フェスティバル郡山2017」

平成29年11月5日

会場 郡山市ビッグパレットふくしま

(16) 介護フェア

平成29年11月11日

会場 いわき短期大学他県内5か所同時開催

(17) 喜多方市民健康祭

平成29年11月12日

喜多方市押切川公園体育館

(18) チャレンジふくしま県民運動よしもと大運動会

平成30年2月24日

会場 いわき市立総合体育館

1-7 総務省「若年層に対するプログラミング教育の普及推進」事業

「栄養士と学ぶプログラミング講座」の実施

- ◆メンター育成事業：第1回6月24日（土）郡山市総合福祉センター
- 第2回7月22日（土）郡山市労働福祉会館
- 第3回9月2日（土）郡山市労働福祉会館

本県栄養士会員（栄養教諭・学校栄養職員）12名がコンピュータを用いて「バーチャル・クッキング」をキャッチフレーズに、栄養士がビジュアル言語Scratch（スクラッチ）を使ってプログラミング教育を実施した。

メンター教育15時間実施

- ◆実証校授業公開 9月16日（土）実施
- 白河市立表郷小学校「土曜学習会」（白河市教育委員会）
- 授業時間：3時間「マンブクレストラン」

2 集団特性対応型の食の自律支援事業

県民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、県民の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 食育推進活動関連

2-1-1 地域の子育て食環境事業

栄養・食生活指導支援のための管理栄養士・栄養士の派遣

事業の要旨 栄養士未配置の保育所等に対する、給食献立のアドバイスや、保護者等に対する栄養・食生活指導、スリムアップにおける食生活指導等を実施することを通して、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食生活の定着を図るとともに、円滑な指導体制づくりを進めた。

事業の内容 栄養士未配置保育所に対する給食献立アドバイス。保護者等に対する栄養・食生活指導。福島県食育応援企業団などにおける、スリムアップイベント「おいしく食べて元気に動こうキャンペーン」における栄養指導等。

対象 県内の保育所、幼稚園及びその保護者

受託元 福島県

財 源 受託料

2-1-2 ファイブ・ア・デイ (5ADAY)

県内の大型スーパーマーケットにて食育推進事業を展開する。本会の管理栄養士・栄養士が講師となり、近隣の小学生に直接食育指導を実施した。各学校、県教育事務所など教育機関との連携事業。

対 象 県民一般（主として小学生）

委託元 一般社団法人ファイブ・ア・デイ協会

財 源 委託料

実施回数 59回

工夫点 食育を通して福島の食文化の視点から日本の食文化を再発見し、次代に継承するとともに、地産地消の大切さを実感する機会の提供。

2-1-3 ウエルネスセミナー

県内の団体を対象に食育活動を実施。本会の管理栄養士・栄養士が講師となり、食育講演を行う。

対 象 県民一般

委託元 大塚製薬株式会社

財 源 委託料

実施回数 5回

3 栄養情報コミュニケーション事業

県民の栄養改善や健康の保持増進に資する正しくわかりやすい食と栄養・健康に関する情報を発信し、県民と豊かなコミュニケーションを行う。本事業は、栄養指導・給食管理・食事療法をもって県民の健康増進と疾病の予防・治療・療養に寄与することを任務とする管理栄養士・栄養士の職能団体として、情報の発信とコミュニケーションを図った。

3-1 情報発信

テレビ等による栄養情報の発信

3-2 健康栄養訴求媒体の貸し出し事業

情報の発信とコミュニケーションは、印刷物その他の媒体を使って、個別特性対応型の食の自律支援事業と集団特性対応型の食の自律支援事業の際に実施した。平成29年度は、3件の貸し出しがあった。

3-3 ホームページの設営及び栄養ふくしまの発行

(1) ホームページ (<http://www.fukushima-eiyoushikai.or.jp/>) の設営

ホームページを活用し、健康栄養に関する重要な情報を県民に発信した。

(2) 栄養ふくしま

年に1回発行し、健康栄養に関する情報、管理栄養士・栄養士の活動を県民に発信した。

IV 食環境整備事業

公4 県民の健康を育む食環境の整備を行う事業

県民の健全な食生活の形成に寄与しうる地域社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結び付け、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。

(1) 栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種や有識者、自治体等の連携・協働関係の構築、(2) 地域社会における栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、(3) 適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組みなどの柱からなる。これは県民の健全な食生活を支える地域社会づくりの事業でもある。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4の事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 地域連携組織の拡充事業

事業の要旨 地域住民の健全な食生活を支える食環境を整備するため、これに資する地域基盤の各種委員会や協議会に参画し、その連携と活動の強化に寄与する。

事業の内容 地域社会に働きかけて公衆衛生の向上を目指す地域連携組織に参画し、その活動をとおりして健康な地域社会づくりを行い、公衆衛生の向上に寄与しようとするものである。

対 象 県民（地域社会の住民一般）

財 源 会費

(地域連携組織) 食の安全・安心福島推進連絡会議、健康ふくしま21推進県民大会、日本公衆衛生協会福島県支部、福島県介護予防市町村支援委員会、福島県医師会、福島県看護協会、福島県歯科医師会、福島県歯科保健対策協議会、福島県病院給食連合研究大会、福島県社会福祉協議会、福島NSTフォーラム、福島公衆衛生協会、郡山公衆衛生協会 福島県女性団体連絡協議会、チャレンジ福島県民運動推進協議会

2 顕彰事業

事業の要旨 栄養改善のために顕著な功績のある者を顕彰し、その功績を世間に知らしめることは、その者を励ますのはもとより、広く県民に栄養改善運動を普及・奨励することとなる。

本年度は顕彰事業の制度整備を行う。将来、栄養士会として食育事業に関わっている事業を顕彰する制度を整える。

対 象 県民とし、そのうち管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）。その他栄養改善のために顕著な功績のある者である。

財 源 会費

3 県民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 県民の健全な食生活を支援する制度の整備事業

事業の要旨 県民の健全な食生活を支援する制度の整備をとおして県民の健全な食生活を支援するものである。

事業の内容 県民の健全な食生活を支援する制度には多様なものがある。専門職制度自体がそうであるし、食品の栄養学的な適合性（栄養成分表示）や安全・安心に関わる制度なども含まれる。本会は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かして、各種制度の立案・形成や運用、改善などに関わることによりこれら制度の整備を図った。

対 象 県民

財 源 会費

3-2 地域拠点となる栄養ケア・ステーションの整備事業

事業の要旨 県民の健康づくりに地域の特性を活かして支援する地域拠点を整備する事業である。

事業の内容 県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指した「すこやかふくしま」創造は、県民の願いである。これを実現するには、県内全地域に、県民の健康づくりを、それぞれの地域特性を活かして日常的に支援する地域拠点が設ける必要がある。こうした地域拠点として、地域基盤の栄養ケア・ステーションの設置・整備を図った。

〔Ⅲ〕 本会の運営にかかる取り組み

1 組織拡充と財政基盤の強化に向けた取り組み

公益目的事業を旺盛に展開して会員・非会員の事業参加を促進する中で、本会の必要性を実感してもらい、既存会員の活性化と新規会員の獲得を図る取組みを実施した。会員の拡充及び賛助会員の確保による収入の増加と経費の節減により、本会の財政基盤の強化に努めた。

以 上

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	13,759,460	12,721,321	1,038,139
現 普 通 預 金	30,000	30,000	
未 収 入 金	13,729,460	12,691,321	1,038,139
未 前 払 費 用	766,217	1,122,940	△356,723
流 動 資 産 合 計	14,540,237	13,872,261	667,976
固 定 資 産			
そ の 他 固 定 資 産			
工 具 器 具 備 品	65,748	112,509	△46,761
敷 設	259,200	259,200	
ソ フ ト ウ ェ ア	134,640	171,360	△36,720
そ の 他 固 定 資 産 合 計	459,588	543,069	△83,481
固 定 資 産 合 計	459,588	543,069	△83,481
資 産 合 計	14,999,825	14,415,330	584,495
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	9,870		9,870
未 前 払 費 用	681,100	678,760	2,340
預 受 金	4,072,500	3,238,500	834,000
流 動 負 債 合 計	1,629,601	2,935,744	△1,306,143
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	6,393,071	6,853,004	△459,933
固 定 負 債 合 計	2,080,000	1,900,000	180,000
負 債 合 計	2,080,000	1,900,000	180,000
負 債 合 計	8,473,071	8,753,004	△279,933
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産			
正 味 財 産 合 計	6,526,754	5,662,326	864,428
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	6,526,754	5,662,326	864,428
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	14,999,825	14,415,330	584,495

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
受取入金	68,000	71,000	△3,000
入金	68,000	71,000	△3,000
受取会費	6,327,500	6,365,000	△37,500
正会員会費収入	5,527,500	5,490,000	37,500
賛助会員会費収入	800,000	875,000	△75,000
事業収益	24,014,801	21,551,423	2,463,378
栄養ケアステーション事業収入	474,183	3,083,744	△2,609,561
被災者栄養・食生活支援事業収入	5,124,898	5,065,843	59,055
地域の子ども食環境支援事業収入	5,795,175	4,701,734	1,093,441
管理栄養士・栄養士人材確保体制づくり支援業務	10,325,131	5,297,763	5,027,368
食育・ファイブアデイ事業収入	1,219,140	1,698,440	△479,300
日栄共同研修会事業収入	391,994	699,096	△307,102
研修会事業収入	684,280	1,004,803	△320,523
雑収益	175,547	225,788	△50,241
預金利息	112	282	△170
雑収益	175,435	225,506	△50,071
經常費用	30,585,848	28,213,211	2,372,637
事業費用	28,582,222	23,919,033	4,663,189
給与手当	8,036,573	5,310,856	2,725,717
退職給付費用	169,200	169,200	
法定福利費	17,151	31,856	△14,705
会議費	170,907	214,450	△43,543
旅交通費	683,167	935,610	△252,443
通信費	1,544,964	1,072,424	472,540
減価償却費	80,675	143,428	△62,753
消耗品費	4,936,905	4,059,053	877,852
印刷製本費	1,251,666	896,670	354,996
光熱水借料	339,249	273,182	66,067
賃りス料	1,461,888	1,461,888	
会場費	693,562	693,562	
諸謝金	117,200	193,880	△76,680
保証料	334,763	127,250	207,513
租税公課	6,564,955	7,106,364	△541,409
雑費	681,100	571,300	109,800
管理費	1,498,297	658,060	840,237
給与手当	1,139,198	1,244,108	△104,910
退職給付費用	135,727	139,737	△4,010
法定福利費	10,800	10,800	
会議費	1,095	2,034	△939
旅交通費	15,878	15,878	
通信費	△15,878	△15,878	
旅交通費	16,660	16,660	
通信費	5,871	5,871	
減価償却費	△5,871	△5,871	
消耗品費	△128,417	△128,417	
印刷製本費	4,217	4,217	
光熱水借料	21,655	17,438	4,217
賃りス料	93,312	93,312	
会場費	44,270	44,270	
諸謝金	2,760	200	2,560
保証料	13,440		13,440
租税公課	282,528	275,400	7,128

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
租 税 公 課	2,400	1,650	750
雑 費 計	6,662	7,386	△724
経 常 費 用 計	29,721,420	25,163,141	4,558,279
評価損益等調整前当期経常増減額	864,428	3,050,070	△2,185,642
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	864,428	3,050,070	△2,185,642
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	864,428	3,050,070	△2,185,642
一般正味財産期首残高	5,662,326	2,612,256	3,050,070
一般正味財産期末残高	6,526,754	5,662,326	864,428
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	6,526,754	5,662,326	864,428

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しない。

2. 重要な会計方針

(1) 会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年12月1日 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっている。

無形固定資産 定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	574,453	508,705	65,748
ソフトウェア	183,600	48,960	134,640
合 計	758,053	557,665	200,388

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

工具器具備品 508,705円

ソフトウェア 48,960円

5. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 引当金の明細

退職給付引当金

期首残高 1,900,000円

期中増加 180,000円

期末残高 2,080,000円

附 属 明 細 書

1. 引当金の明細

引当金の明細については、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容については省略している。

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現普通預金	手許有高 〔ゆうちょ銀行〕 郵便振替口座 02150-3-3745	運転資金として	30,000
	郵便貯金 5734361 〔東邦附山営業部〕 (普) 1359745	運転資金として	4,364,000
	(普) 1918370	運転資金として	223,550
	(普) 2315186	運転資金として	2,379,952
	(普) 2316034	運転資金として	5,108,394
	(普) 2331327	運転資金として	282,692
	(普) 2347215	運転資金として	738,606
未収入金	福島県 郡山税務署 会員 給与過払金	地域の子育て食環境支援業務他 年末調整還付未収金 29年度会費収入等 4名分 就職準備金貸付事業 (貸付事務等)	645,204
前払費用	事務所火災保険料	30年4月～31年4月分	77,533
			30,400
			13,080
			14,560
流動資産合計			14,540,237
(固定資産)			
その他固定資産	工具器具備品	PC5台	(共用財産) うち公益目的保有財産90% うち管理運営目的保有財産10%
	敷金	事務所敷金	59,173
	ソフトウェア	HP作成ソフト	6,575
			259,200
			134,640
固定資産合計			459,588
資産合計			14,999,825
(流動負債)			
未払費用	従業員	年末調整還付未払金	9,870
未前受金	消費税等		681,100
預り金	30年度分会費収入	541名×@7,500	4,057,500
	30年度分会費収入	15名×@1,000	15,000
	30年度分日栄会費	230名×@6,500	1,495,000
	源泉所得税等	30年3月分	123,472
	市県民税	30年3月分	7,300
	雇用保険料	29年7月～30年3月分	3,829
流動負債合計			6,393,071
(固定負債)			
退職給付引当金	期末職員要支給額		2,080,000
固定負債合計			2,080,000
負債合計			8,473,071
正味財産			6,526,754

正味財産増減計算書内訳表

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計						法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益共通	公益計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取入会金					34,000	34,000	34,000	68,000
入会金収入					34,000	34,000	34,000	68,000
受取会費					3,163,750	3,163,750	3,163,750	6,327,500
正会員会費収入					2,763,750	2,763,750	2,763,750	5,527,500
賛助会員会費収入					400,000	400,000	400,000	800,000
事業収益	61,000	1,015,274	22,938,527			24,014,801		24,014,801
栄養ケアステーション事業収入			474,183			474,183		474,183
被災者栄養・食生活支援事業収入			5,124,898			5,124,898		5,124,898
地域の子育て食環境支援事業収入			5,795,175			5,795,175		5,795,175
管理栄養士・栄養士人材確保体制づくり支援業務			10,325,131			10,325,131		10,325,131
食育・ファイブアデイ事業収入			1,219,140			1,219,140		1,219,140
日米共同研修会事業収入		391,994				391,994		391,994
研修会事業収入	61,000	623,280				684,280		684,280
雑収益		46,935			56	46,991	128,556	175,547
預金利息					56	56	56	112
雑収入		46,935				46,935	128,500	175,435
経常収益計	61,000	1,062,209	22,938,527		3,197,806	27,259,542	3,326,306	30,585,848
(2) 経常費用								
事業費	49,640	1,317,176	26,680,262	535,144		28,582,222		28,582,222
給与手当(事業)	9,048	187,907	7,816,997	22,621		8,036,573		8,036,573
退職給付費用(事業)	720	13,788	152,892	1,800		169,200		169,200
法定福利費(事業)	73	1,398	15,498	182		17,151		17,151
会議費(事業)		43,784	92,223	34,900		170,907		170,907
旅費交通費(事業)		91,846	205,406	385,915		683,167		683,167
通信運搬費(事業)	3,411	106,928	1,426,096	8,529		1,544,964		1,544,964
減価償却費(事業)	187	3,582	76,438	468		80,675		80,675
消耗品費(事業)		8,968	4,927,937			4,936,905		4,936,905
印刷製本費(事業)		159,030	1,092,636			1,251,666		1,251,666
光熱水料費(事業)	1,444	27,645	306,551	3,609		339,249		339,249
賃借料(事業)	6,221	119,128	1,320,987	15,552		1,461,888		1,461,888
リース料(事業)	2,952	56,518	626,714	7,378		693,562		693,562
会場費(事業)	23,440	67,740	23,260	2,760		117,200		117,200
保険料(事業)			334,763			334,763		334,763
諸謝金(事業)		294,630	6,270,325			6,564,955		6,564,955
租税公課(事業)	1,700	30,100	649,300			681,100		681,100
雑費(事業)	444	104,184	1,342,239	51,430		1,498,297		1,498,297
管理費							1,139,198	1,139,198
給与手当							135,727	135,727
退職給付費用							10,800	10,800
法定福利費							1,095	1,095
会議費							206,817	206,817
旅費交通費							51,171	51,171
通信運搬費							2,806	2,806
減価償却費							263,755	263,755
消耗品費							21,655	21,655
光熱水料費							93,312	93,312
賃借料							44,270	44,270
リース料							2,760	2,760
会場費							13,440	13,440
諸謝金							282,528	282,528
租税公課							2,400	2,400
雑費							6,662	6,662
経常費用計	49,640	1,317,176	26,680,262	535,144		28,582,222	1,139,198	29,721,420
評価損益等調整前当期経常増減額	11,360	-254,967	-3,741,735	-535,144	3,197,806	-1,322,680	2,187,108	864,428
評価損益等計								
当期経常増減額	11,360	-254,967	-3,741,735	-535,144	3,197,806	-1,322,680	2,187,108	864,428
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
当期一般正味財産増減額	11,360	-254,967	-3,741,735	-535,144	3,197,806	-1,322,680	2,187,108	864,428
一般正味財産期首残高							5,662,326	5,662,326
一般正味財産期末残高	11,360	-254,967	-3,741,735	-535,144	3,197,806	-1,322,680	7,849,434	6,526,754
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額								
指定正味財産期首残高								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高	11,360	-254,967	-3,741,735	-535,144	3,197,806	-1,322,680	7,849,434	6,526,754

監 査 報 告

定款第26条の規定により、平成29年度の事業報告および決算内容について会計帳簿及び諸帳簿表等、監査したところ適正に処理されており正確であることを認めます。

平成30年4月11日

監 事 添 田 幸 子 

平成30年4月21日

監 事 室 井 弘 子 

平成30年度事業計画

〔I〕平成30年度事業の方針

本会は、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士が集い、その連帯の力で、食・栄養科学振興事業、食・栄養改善人材育成事業、食生活自律支援事業、食環境整備事業の四つの柱で、公益目的事業を推し進める団体である。

平成30年度は、これまでの実績をもとに、これを一層発展させて、以下六項目を重点として各種公益目的事業に取り組むこととする。

- ・ 県及び市町村で行う「健康日本21」（第二次）施策等への主体的で積極的な参画
- ・ 東日本災害にかかる被災者支援、復興支援の活動の展開
- ・ 地域医療、在宅の医療・療養・介護における栄養管理・栄養ケアを担いうる人材の育成
- ・ 健康増進法に基づく情報の提供
- ・ 食育活動の推進
- ・ 公益目的事業をとおしての組織強化・会員拡大

〔II〕平成30年度事業の内容

事業番号	事業の内容
公1	食と栄養の科学および実用技術を振興させる事業（食・栄養科学振興事業）
公2	一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業（食・栄養改善人材育成事業）
公3	県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業（食生活自律支援事業）
公4	県民の健康を育む食環境の整備を行う事業（食環境整備事業）

I 食・栄養科学振興事業

公1 食と栄養の科学および実用技術を振興させる事業

本事業は、県民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである（食・栄養科学振興事業）。大きく二つの柱からなり、（1）一つ目の柱では、県民の健康と栄養の実態、栄養指

導と食事療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集を行う。(2) 二つ目の柱では、栄養指導と食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。この研究及び技術開発には、食と栄養の科学の見地から、郷土の食文化を発展的に将来に伝えること、及び、県産の食材を生かした料理レシピや献立を創作することも含まれる。これらにより、県の人口構成や疾病構造の動態に対応して県民の健康を護る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公1の事業を構成するものである。

1 健康・栄養の実態並びに栄養指導・食事療法の事例・症例等に関する調査・資料収集事業

1-1 健康・栄養の実態等に関する調査事業

事業の要旨 県民の健康と栄養の実態の調査及び資料の収集を行うものである。

事業の趣旨等 従前より本会は、研究開発の前提として正確に事実・事象を把握すべく、実態の調査や関係資料の収集を行ってきた。本年度も関係調査を進めたい。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財 源 会費

1-2 栄養指導と食事療法に関する事例や症例等に関する調査研究事業

事業の要旨 栄養指導と食事療法に関する事例や症例の調査研究を行うものである。

事業の趣旨等 従前より本会は、栄養指導と食事療法に関する事例や症例等に関する調査研究事業を行ってきた。本年度も調査研究を進めたい。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財 源 会費、受託料

2 栄養指導・食事療法・食育等に関する研究・技術開発事業

2-1 福島県栄養改善学会

事業内容の要旨 年に1回、職域を越えて管理栄養士・栄養士が一堂に会し、「給食管理・栄養指導」「健康教育・食育」「栄養管理（食事療法）」等に関する調査研究を発表する。

本会は、栄養改善学会委員会を立ち上げ、研究テーマの募集、研究発表内容の査読、指導を行う。

事業の趣旨等 研究・技術開発事業の一環である。平成30年12月4日に研究発表が行われる予定である。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者。

財 源 本会会費、受講料

開催日 平成30年12月4日（火曜日）予定 会場未定

2-2 郷土料理の開発

事業の要旨 被災地支援と併せ、福島県全体で各地域の郷土料理などの開発・研究を行う。

事業の趣旨等 県民の健全な心身を培ってきた郷土料理を見直し再構成して将来に伝えていく。レシピ集などの作成を予定している。東日本大震災及び原子力災害の影響により、福島県においては多くの県民が被災し長期間の避難生活を余儀なくされている。被災県民を励まし、復興に向かう気持ちを後押しするために、被災地域の郷土料理などを調査し、食文化の復興と伝承を試みる。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財 源 本会会費

II 食・栄養改善人材育成事業

公2 一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、

郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業 事業比率

県民が、より高い質の栄養指導及び食事療法をより身近に受けることができるように、本事業は、高度の専門的スキルとともに、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を輩出するために各種の研修等に取り組むものである（食・栄養改善人材育成事業）。事業の柱は、卒後教育制度（継続教育＝生涯学習制度）として実施される諸種の研修事業である。基幹研修制度と拡充研修制度（特定職域、その他の研修事業）とからなる。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2の事業を構成するものである。

1 生涯教育の基幹研修制度の運営事業

生涯教育の基幹研修制度は、すべての管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を対象として実施し、専門職業人としての強靱な基礎体力を身につけさせることを目的とする。

主たる対象は管理栄養士・栄養士であるが、関連職種、研究者、一般市民にも参加の機会が開かれている。

1-1 生涯研修（生涯教育研修事業）

事業内容の要旨 卒後教育制度の基幹研修制度の中軸である生涯学習研修会を企画・実施する。

事業の趣旨等 4日間8単位の子定である。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。

管理栄養士・栄養士以外の関連職種。

財 源 本会会費、受講料

1-2 総会時研修会

事業内容の要旨 本会の定時総会と併せて研修会を開催する。

事業の趣旨等 本会の定時総会のときに、管理栄養士・栄養士の業務に関する重要課題を取り上げて、講演会を平成30年6月30日に開催する。

対 象 研修会の部分に限り、管理栄養士・栄養士を対象とする（会員・非会員を問わない）。

財 源 本会会費

1-3 日本栄養士会との共同研修会

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士業務上有意義かつ時宜に適したテーマを掘り下げて、実務に生かす方法を習得させるための研修会を、日本栄養士会と共同で企画・実施する。

事業の趣旨等 本会の企画立案で、セミナーを開催する。平成30年度は以下の通りである。

1-3-1 「食生活と植物油に関する講習会」

開催日 平成30年8月4日

講 義 講演「最近のビタミン学の進歩（仮題）」

お茶の水女子大学名誉教授 五十嵐 脩氏

講演「新しい油脂栄養論（仮題）」

九州大学・熊本県立大学名誉教授 菅野 道廣氏

場 所 郡山市労働福祉会館 3階 大ホール

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

後 援 公益社団法人 日本栄養士会、一般社団法人 日本植物油協会

財 源 一般社団法人 日本植物油協会

1-3-2 「健康づくり提唱のつどい」

開催日 平成30年9月8日

講 義 講師 未定

場 所 未定

対 象 県民、管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。関連職種

後 援 ヤクルト販売株式会社

財 源 ヤクルト販売株式会社

1-3-3 「児童福祉施設におけるクッキング講座」

開催日	平成30年6月～11月予定
講義	講師 未定
場所	未定
対象	管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）。関連職種
後援	公益財団法人児童育成協会 児童給食事業部

1-4 支部研修会

事業内容の要旨 県北・県南・会津・いわき・相双の5支部で、食・栄養と健康をテーマとした研修会を開催する。それぞれの支部において管理栄養士・栄養士が一同に会し、食・栄養の科学の実践によって県民の健康を支える専門技能の向上を図る。

2 拡充研修制度（特定職域その他の研修）の運営事業

拡充研修制度は、基幹研修制度を補完し発展させる研修である。医療協議会・学校健康協議会・勤労者支援協議会・研究教育協議会・公衆衛生協議会・地域活動協議会・福祉協議会が単独または共同で、職域の業務特性に由来する諸種の課題に応じた研修会を開催する。

管理栄養士・栄養士を主たる対象とする（会員・非会員を問わない）。管理栄養士・栄養士以外の関連職種（医療職、福祉職、教職等）や、研究者、市民の参加も可能である。

2-1 医療協議会研修会

事業内容の要旨 医療に関わる管理栄養士・栄養士、栄養・食事関連の医療従事者などを対象として、食事療法（栄養管理）の基礎的な学習と最新情報の習得を図るための研修会を開催する。

事業の趣旨等 疾病ごとの病態とこれに適合的な食事療法（栄養管理）を掘り下げて学習させ、専門的な知識・技能の向上を図る。

①「介護食」を広めよう

開催日	第1回 平成30年8月23日
	第2回 平成30年8月28日
講師	日本調理技術専門学校講師
会場	学校法人 永和学園 日本調理技術専門学校
対象	40名/回（先着）
	県内医療施設に従事する管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種
依頼元	東北電力株式会社
財源	参加費

Ⅲ 食生活自律支援事業

公3 県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第30条の2第1項参照）ことを謳っており、本事業は、県民のかかる「自主的な努力」を、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして支援し、もって、県民の健全な食生活・食事摂取を自律的に営む力を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3つの柱からなり、（1）1つ目の柱では、「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の県民の個別性・特性に合わせた栄養指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）2つ目の柱では、「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く県民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）3つ目の柱は、食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業内容の要旨 市町村や医療機関（診療所）、社会福祉施設等からの栄養指導等の業務依頼に対応できる所（ステーション）である栄養ケア・ステーションで、各市町村からの要望に応じて栄養指導、及び料理教室、県民向けの講演活動等に取り組む。

事業の趣旨等 栄養ケア・ステーションの事業は、主として個別特性対応型の食の自律支援活動を地域密着型で掌り（もとより、集団特性対応型の食の自律支援事業も担当する）、地域住民の健康増進及び疾病予防・治療に貢献しようとするものである。それゆえ、栄養ケア・ステーションの事業は、地域住民の健康維持、増進に直接寄与するものを主たる対象とする。本会の栄養ケア・ステーションは平成20年から立ち上げ、現在に至っている。

対 象 県民

依頼元 業務依頼主

財 源 会費、委託料

1-2 無料職業紹介事業

事業の要旨 管理栄養士・栄養士を雇用したい企業等に対し職を求めている管理栄養士・栄養士を紹介するマッチング事業（会員以外も含む）管理栄養士・栄養士の雇用支援。

1-3 被災者支援者活動事業

事業内容の要旨 県内各市町村の仮設住宅の居住者を対象に、それぞれの個別特性に適合した栄養指導、栄養ケアを行う。

事業の趣旨等 被災者支援の栄養ケア活動である。本県は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災し、現在も、県民が県内外の仮設住宅、借り上げ住宅などで生活している。これらの被災者に対しては特段の支援が必要であることから、県内各保健福祉事務所、各市町村などの要請に応じて、本会の管理栄養士・栄養士が、被災者に対し、栄養指導、特定保健指導、食事指導、調理指導などを行う。

対 象 被災県民

委託元 福島県

工夫点 被災者支援事業は個別対応が原則であり、具体的な事業実施の計画立案等は、法人が、専門職としての会員の蓄積を生かしながら、個々の被災者の心身の状況を踏まえ、独自に創意工夫を凝らしてこれを行うのが必須である。

財 源 受託料

1-3-2 管理栄養士・栄養士人材確保支援事業

(1) 管理栄養士・栄養士人材確保就職準備金貸付事業

事業内容の要旨 東日本大震災以降の本県における管理栄養士・栄養士の人材不足は深刻であるが、これらは本県特有の課題であるため、緊急的対策とし、相双・いわき地域等における管理栄養士・栄養士就職者を定着させるための就職準備金貸付事業及び支援事業を行う。

対 象 管理栄養士

委託元 福島県

財 源 受託料

(2) 管理栄養士・栄養士県内就職定着のための支援

① 県内就職定着のための職場見学・仕事説明会

事業内容の要旨 相双・いわき地区を中心とした、県内において管理栄養士・栄養士の就職者を増加させるとともに、離職防止のための職場見学会・仕事説明会を開催する。

対 象 管理栄養士・栄養士・養成校の学生

委託元 福島県

財 源 受託料

②管理栄養士・栄養士人材バンク推進事業

事業内容の要旨 相双・いわき地区を中心とした、県内への管理栄養士・栄養士の就職者を増加させるため、県内の就職求人情報を提供する「管理栄養士・栄養士人材バンク」を設置する。県内の就職先（求人事業所等）と県内外の求職者に広く周知するため、広報活動を行う。

対 象 管理栄養士・栄養士

委託元 福島県

財 源 受託料

1-4 福島県地域包括ケアシステム構築推進事業

事業内容の要旨 全市町村における自立支援型地域ケア会議の実施を支援するために、地域ケア会議の助言者となる専門職の人材育成を目的とした研修会に参加し、モデル市町村の自立支援型地域ケア会議に対する現地支援を行う。

地域ケア会議の助言者となる専門職の市町村自立支援型地域ケア会議 13市町村

対 象 管理栄養士

依頼元 市町村

1-5 イベント協力の栄養相談（栄養指導）事業

事業内容の要旨 各種イベント会場など、直接、県民とふれあう場において、個々の県民の個別性や特性に合わせた栄養指導・食事指導を行う。

事業の趣旨等 県民が多く集まる機会（イベント）において栄養指導・食事指導を行い、県民の食の自律を図るものである。

対 象 県民

財 源 本会会費

(1) 健康長寿いきいき県民フェスティバル

(2) 栄養の日

(3) チャレンジふくしま

(4) その他、各支部による活動を実施予定。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業

県民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、県民の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 食育推進活動関連

2-1-1 地域の子育て食環境支援事業

事業内容の要旨 栄養士未配置の保育所等に対する、給食献立のアドバイスや、保護者等に対する栄

養・食生活指導、スリムアップにおける食生活指導等を実施することを通して、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食生活の定着を図るとともに、円滑な指導体制づくりを進める。

事業の趣旨等 栄養士未配置保育所に対する給食献立アドバイス。保護者等に対する栄養・食生活指導。福島県食育応援企業団などにおける、スリムアップイベント「おいしく食べて元気に動こうキャンペーン」における栄養指導等。

対 象 県内の保育所、幼稚園及びその保護者

委託元 福島県

財 源 受託料

2-1-2 ファイブ・ア・デイ (5・A・day) 事業

事業内容の要旨 基礎学習 (座学) とスーパーマーケットの店内に並んだ野菜・果物に触れて実施する食育体験学習。本会の管理栄養士・栄養士が講師となり、近隣の小学校に直接食育指導を実施する。各学校など教育機関との連携事業。

事業の趣旨等 県内の大型スーパーマーケットに出向き、小学生及び幼児を対象に、実際の食材を通して、食育授業を行う。

対 象 県民一般 (主として小学生・幼児) である。

委託元 一般社団法人ファイブ・ア・デイ (5 A DAY) 協会

工夫点 食育を通して福島の食文化の視点から日本の食文化を再発見し、次代に継承するとともに、地産地消の大切さを実感する機会の提供。

財 源 委託料

2-1-3 ウエルネスセミナー

事業内容の要旨 県内各地域生活者を対象に栄養知識や情報を提供し、健康増進を図る。

事業の趣旨等 食生活と健康向上に役立つ栄養情報を県民に発信する食育推進事業を目的として、各地域に出向き、各年代に応じた「食に関する講演」を行う。

委託元の大塚製薬株式会社は、福島県食育応援企業団の一員である。

対 象 県民一般

委託元 大塚製薬株式会社

工夫点 これからの健康を意識して、肥満児の解消を図ると共に、日常バランス食の実践や生活習慣の改善をはかり「健康寿命」を延伸するための情報を提供する。

財 源 委託料

3 栄養情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨 県民の栄養改善や健康の保持増進に資する正しくわかりやすい食と栄養・健康に関

する情報を発信して、県民と豊かなコミュニケーションを行う。

事業の趣旨 本事業は、栄養指導・給食管理・食事療法をもって県民の健康増進と疾病の予防・治療・療養に寄与することを任務とする管理栄養士・栄養士の職能団体として、情報の発信とコミュニケーションを行うものである。情報の発信とコミュニケーションは、印刷物その他の媒体を使って、個別特性対応型の食の自律支援事業（公3の1）と集団特性対応型の食の自律支援事業（公3の2）の際に、または、これらに関連して実施するほか、たとえば、ホームページなども活用する。

対 象 県民

財 源 会費

3-1 健康栄養訴求媒体の貸し出し事業

健康と栄養に関する知識・情報等を訴求するパネル等を作成し、これを貸し出す事業である。

3-2 ホームページの設営及び栄養ふくしまの発行

(1) ホームページ (<http://www.fukushima-eiyoushikai.or.jp/>) の設営

ホームページを活用し、健康栄養に関する重要な情報を県民に発信する。

(2) 栄養ふくしま

年に1回発行し、健康栄養に関する情報、管理栄養士・栄養士の活動を県民に発信する。

IV 食環境整備事業

公4 県民の健康を育む食環境の整備を行う事業

県民の健全な食生活の形成に寄与しうる地域社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結び付け、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。

(1) 栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種や有識者、自治体等の連携・協働関係の構築、(2) 地域社会における栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、(3) 適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組みなどの柱からなる。これは県民の健全な食生活を支える地域社会づくりの事業でもある。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4の事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 地域連携組織の拡充事業

事業内容の要旨 地域住民の健全な食生活を支える食環境を整備するため、これに資する地域基盤の

各種委員会や協議会に参画し、その連携と活動の強化に寄与する。

事業の趣旨等 地域社会に働きかけて公衆衛生の向上を目指す地域連携組織に参画し、その活動をととして健康な地域社会づくりを行い、公衆衛生の向上に寄与しようとするものである。

対 象 県民（地域社会の住民一般）

財 源 会費

（関係機関・関係団体）食の安全・安心福島推進連絡会議、健康ふくしま21推進県民大会、日本公衆衛生協会福島県支部、福島県介護予防市町村支援委員会、福島県医師会、福島県看護協会、福島県歯科医師会、福島県歯科保健対策協議会、福島県病院給食連合研究大会、福島県社会福祉協議会、福島NSTフォーラム、福島公衆衛生協会、郡山公衆衛生協会 福島県女性団体連絡協議会、チャレンジ福島県民運動

2 顕彰事業

事業内容の要旨 栄養改善のために顕著な功績のある者を顕彰する。

事業の趣旨等 栄養改善のために顕著な功績のある者を顕彰し、その功績を世間に知らしめることは、その者を励ますのはもとより、広く県民に栄養改善運動を普及・奨励することとなる。本年度は顕彰事業の制度整備を行う。

対 象 県民とし、そのうち管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）。その他栄養改善のために顕著な功績のある者。

財 源 会費

3 県民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 県民の健全な食生活を支援する制度の整備事業

事業内容の要旨 県民の健全な食生活を支援する制度の整備をととして県民の健全な食生活を支援するものである。

事業の趣旨等 県民の健全な食生活を支援する制度には多様なものがある。専門職制度自体がそうであるし、食品の栄養学的な適合性（栄養成分表示）や安全・安心に関わる制度なども含まれる。本会は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かして、各種制度の立案・形成や運用、改善などに関わることによりこれら制度の整備を図る。

対 象 県民

財 源 会費

3-2 地域拠点となる栄養ケア・ステーションの整備事業

事業内容の要旨 県民の健康づくりに地域の特性を活かして支援する地域拠点を整備する事業である。

事業の趣旨等 県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指した「すこやかふくしま」創造は、県民の願いである。これを実現するには、県内全地域に、県民の健康づくりを、それぞれの地域特性を活かして日常的に支援する地域拠点が設ける必要がある。こうした地域拠点として、地域基盤の栄養ケア・ステーションの設置・整備を図る。

〔Ⅲ〕 本会の運営にかかる取り組み

1 組織拡充と財政基盤の強化に向けた取り組み

公益目的事業を旺盛に展開して会員・非会員の事業参加を促進する中で、本会の必要性を実感してもらい、既存会員の活性化と新規会員の獲得を図る。会員の拡充及び賛助会員の確保による収入の増加と経費の節減により、本会の財政基盤の強化に努める。

以上

平成30年度収支予算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計						法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	共通	公益計		
I 一般正味財産増減の部								
1.経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取会費収入								
入会金収入					19,000	19,000	19,000	38,000
正会員会費収入					2,733,750	2,733,750	2,733,750	5,467,500
賛助会員会費収入					300,000	300,000	300,000	600,000
事業収入						0		0
地域の子育て食環境支援事業収入			6,752,000			6,752,000		6,752,000
被災者栄養・食生活支援事業収入			5,856,000			5,856,000		5,856,000
管理栄養士・栄養士人材確保体制づくり支援業務			16,536,000			16,536,000		16,536,000
食育・ファイブアデイ事業収入			1,631,823			1,631,823		1,631,823
日栄共同研修会事業他収入		900,000				900,000		900,000
研修会事業収入	120,000	566,100	150,000			836,100		836,100
受取利息					56	56	56	112
雑収入		245,000	426,900	135,000		806,900	432,900	1,239,800
経常収益合計	120,000	1,711,100	31,352,723	135,000	3,052,806	36,371,629	3,485,706	39,857,335
(2) 経常費用								
事業費								
給与手当	100,826	383,137	12,492,220	238,518		13,214,701		13,214,701
退職給付費用	8,017	30,465	118,655	3,063		160,200		160,200
法定福利費	1,348	5,124	19,956	515		26,943		26,943
会議費	9,800	50,000	120,000			179,800		179,800
旅費交通費		250,000	2,700,000	303,538		3,253,538		3,253,538
通信運搬費	27,528	104,608	1,017,420	10,517		1,160,073		1,160,073
減価償却費	4,639	17,629	68,662	1,772		92,702		92,702
消耗品費		50,000	4,416,000			4,466,000		4,466,000
印刷製本費		160,000	1,466,000			1,626,000		1,626,000
光熱水料費	15,521	58,982	283,717	5,930		364,150		364,150
賃借料	69,269	263,221	1,025,176	26,462		1,384,128		1,384,128
駐車料						0		0
会場費	13,640	70,000	360,000			443,640		443,640
保険料			388,800			388,800		388,800
諸謝金		500,000	9,500,000			10,000,000		10,000,000
リース料	32,863	124,880	486,373	12,554		656,670		656,670
租税公課			426,900			426,900		426,900
広告宣伝費			216,000			216,000		216,000
雑費	14,118	221,809	317,461	59,365		612,753		612,753
事業費合計	297,569	2,289,855	35,423,340	662,234	0	38,672,998	0	38,672,998
管理費								
給与手当							249,009	249,009
退職給付費用							19,800	19,800
法定福利費							3,331	3,331
会議費							200,905	200,905
旅費交通費							114,672	114,672
通信運搬費							67,987	67,987
減価償却費							11,458	11,458
消耗品費							0	0
印刷製本代							200,471	200,471
光熱水料費							38,334	38,334
賃借料							171,072	171,072
会場費							0	0
諸謝金							189,540	189,540
リース料							81,162	81,162
雑費							34,866	34,866
管理費合計	0	0	0	0	0	0	1,382,607	1,382,607
経常費用合計	297,569	2,289,855	35,423,340	662,234	0	38,672,998	1,382,607	40,055,605
評価損益等調整前当期経常増減額								0
基本財産評価損益等								0
特定資産評価損益等								0
投資有価証券評価損益等								0
当期経常増減額	-177,569	-578,755	-4,070,617	-527,234	3,052,806	-2,301,369	2,103,099	-198,270
2.経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益合計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
経常外費用合計	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産増減額	-177,569	-578,755	-4,070,617	-527,234	3,052,806	-2,301,369	2,103,099	-198,270
一般正味財産期首残高								2,689,819
一般正味財産期末残高								2,491,549
II 指定正味財産増減の部								
受取補助金等								0
一般正味財産への振替額								0
当期指定正味財産増減額								0
指定正味財産期首残高								0
指定正味財産期末残高								0
III 正味財産期末残高								2,491,549

公益社団法人 福島県栄養士会定款

制定施行 平成25年4月 1日

一部改正 平成29年6月17日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県栄養士会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、管理栄養士・栄養士が組織し、食の営みを通して健やかによりよく生きるという人々の願いに応えることを職責とする事業を行い、栄養・食事指導にかかる科学と技術に立脚しながら、食と栄養の専門的な支援を通して県民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- (2) 県民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- (3) 県民の健康増進及び疾病の予防に資する事業
- (4) 県民の食環境の整備を図る事業
- (5) 無料職業紹介所に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、福島県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 本会は、法令及び定款に従って公正かつ適正に事業を運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条の規定の管理栄養士、栄養士の資格を有し、本会の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体であって、理事会の承認を得た者

(会員資格の取得)

第8条 本会の会員（ただし、前条第1項第2号の名誉会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、毎年総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

2 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になったときは入会金を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (3) 管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (4) 会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 正会員及び賛助会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録の承認
- (6) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招 集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに総会を招集しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会、総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の過半数が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 20名以上25名以内
 - (2) 監 事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長、3名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の常務理事をもって、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、本会の業務を会長、副会長と分担して執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第30条 本会に、名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長は会長経験者から、顧問は有識者の中から、理事会の決議によって委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 名誉会長は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。

(2) 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる。ただし、議決に加わることはできない。

4 名誉会長及び顧問の任期は、役員のそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

(事業アドバイザー)

第31条 本会に、若干名事業アドバイザーを置くことができる。

- 2 事業アドバイザーは、理事会の決議によって委嘱する。
- 3 事業アドバイザーは、本会及び会員の依頼に応じ、指導・助言を行う。

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定められた順序により副会長が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 会長及び副会長並びに議事録署名人に選任された理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 職域協議会及び支部

(職域協議会)

第37条 本会に、職域ごとの専門性を生かした目的事業を推進するため、別に定める職域ごとに協議会を置く。

- 2 職域協議会の設置及び運営に関する規定は、理事会で定める。

- 3 職域協議会は、理事会から諮問された職域に関する事業に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

(支 部)

第38条 本会に、地域の特性に応じた目的事業を実施するため、別に定める地域ごとに支部を置く。

- 2 支部の設置及び運営に関する規定は、理事会で定める。
- 3 支部は、理事会から諮問された地域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

第8章 事 務 局

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て定める。

第9章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第40条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経た上で、次の年度の定時総会にてその内容を報告し、これの承認を得る。また、これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下認定法という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条

第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

第12章 雑 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、会長 中村啓子、副会長 齋藤マサエ、副会長 三森美智子とする。
- 3 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成30年度 賛助会員名簿

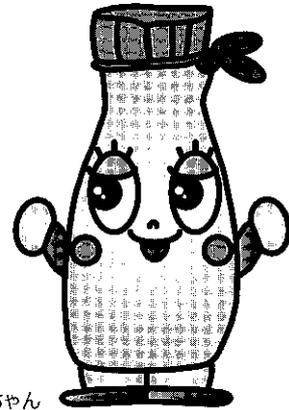
平成30年4月現在

	会社名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号
1	福島ヤクルト販売株式会社	高橋 慎一	960-8252	福島市御山字中川原116番地	024-535-8960
2	郡山ヤクルト販売株式会社	長谷川 進	963-0107	郡山市安積二丁目200番地	024-945-8960
3	いわきヤクルト販売株式会社	勝田 裕之	970-8122	いわき市小名浜林城字向田2番地の1	0246-58-8960
4	会津ヤクルト販売株式会社	畑 英治	965-0064	会津若松市神指町大字黒川字湯川東177番地	0242-22-8960
5	信濃化学工業株式会社	小野 勝彦	381-0045	長野市桐原1丁目2-12	026-243-1115
6	三信化工株式会社	藤野 崇広	984-0816	仙台市若林区河原町2-11-35	022-263-3401
7	福島県味噌醤油工業協同組合	満田 盛護	969-1404	二本松市油井字北向206	0243-22-3121
8	丸和食品株式会社	湯田 浩之	963-0101	郡山市安積町日出山四丁目117番地	024-941-3430
9	株式会社ニッカネ 福島支店	金田 陽介	969-1301	安達郡大玉村大山字仲江246	0243-24-6888
10	株式会社マルハチ村松	村松 善八	103-0023	東京都中央区日本橋本町1-1-8 KDX新日本橋ビル2階	03-6225-2503
11	テルモ株式会社 東北支店	橋詰 晴輝	984-0051	仙台市若林区新寺1丁目3番45号 AI.Premium3階	022-298-8170
12	株式会社ホームナース	小嶋 邦裕	732-0052	広島市東区光町2丁目7番17-401号	082-567-2020
13	長谷川化学工業株式会社	長谷川 寿一	276-0022	千葉県八千代市上高野1384-5	047-482-1001
14	紅食株式会社	栗原 敏郎	962-0053	須賀川市卸町12番地	0248-76-8121
15	三島食品株式会社 東北支店	下 豊範	984-0002	仙台市若林区卸町東一丁目7番20号	022-236-6555
16	福味商事株式会社	内田 信市	969-1128	本宮市本宮字館町161番地2	0243-34-2328
17	株式会社小田島アクティ 福島営業所	国分 和也	963-0115	郡山市南2丁目99番地	024-947-0637
18	東洋羽毛北部販売株式会社 福島営業所	芝田 就	963-8034	郡山市島2-42-9	024-933-2748
19	酪王乳業株式会社	大竹 芳雄	963-0201	郡山市大槻町字古屋敷80-1	024-951-7731
20	日清オイリオグループ株式会社	森川 聡	104-8285	東京都中央区新川一丁目23番1号	03-3206-5636
21	トーニチ株式会社	岸 秀樹	960-0101	福島市瀬上町字新田中通1-3	024-552-2601
22	株式会社H+Bライフサイエンス	西村 良徳	101-0045	東京都千代田区神田鍛冶町3-5-1 神田千歳C50ビル2F	03-5298-8188
23	株式会社岩崎 福島営業所	渡辺 次郎	963-8071	郡山市富久山町久保田字下河原151	024-943-4741
24	東北電力株式会社 福島支店	林 隆壽	960-8524	福島市栄町7番21号	024-540-5807
25	グリーンハウスグループ ジー・エイチ・ホスピタリティフードサービス東日本株式会社	黒川 知輝	981-1226	宮城県名取市植松人生346-1	022-382-8973
26	SOMPOリカアマネジメント株式会社 ヘルスケア事業本部	平塚 徹	101-0063	東京都千代田区神田淡路町1-2-3	03-5209-8867
27	株式会社サトー商会 福島営業所	藏田 幸一	960-0102	福島市鎌田字卸町24-1	024-553-7721

たべる人を想う、つくる人を想う。
食と人のあいだに、ニッカネです。



関東全域から
福島県、宮城県、山形県まで
厨房で使用する業務用の
食材を全てお届け致します。



ニッカネ マヨちゃん

■事業内容 業務用食材の販売 ■得意先業種 病院・福祉施設、事業所(給食)、学校、飲食店 ■取扱い品目 乾物、調味料、冷凍食品、酒類、乳製品、豆腐、納豆、パン、青果物、カット野菜、精肉、生鮮、介護食、雑貨類その他



業務用食品PRO
NIKKANE
CORPORATION ■株式会社ニッカネ

業務用食材の総合商社 株式会社ニッカネ
福島支店 〒969-1301 福島県安達郡大玉村大山仲江 246
TEL : 0243-24-6888 FAX : 0243-68-2777

ぷるんとおいしく
健康サポート



生きて腸までとどく「乳酸菌 シロタ株」を、
デザートやおやつとしても手軽に摂れるヨーグルト。
おいしくあなたの健康をサポートします。

ソファール



ソファール プレーン/100ml



ソファール LT/100ml



ソファール ストロベリー/100ml



ソファール 元気ヨーグルト/70g

*元気ヨーグルトは、特定保健用食品ではありません。

人も地球も健康に
Yakult

福島ヤクルト販売(株) TEL.024(535)8960
郡山ヤクルト販売(株) TEL.024(945)8960

会津ヤクルト販売(株) TEL.0242(22)8960
いわきヤクルト販売(株) TEL.0246(58)8960

“心豊かに…



未来にひろがる食文化,,

「愛・和・心」

…笑顔から笑顔へ…

すこやかな成長、愛 コミュニケーション

…人から人へ…

さわやかな笑顔、和 コミュニケーション

…感動から感動へ…

力強いチームワーク、心 コミュニケーション

業務用外食材のパートナー



丸和食品株式会社

本社	〒963-0101 郡山市安積町日出山四丁目117番地	TEL 024(941)3430
福島営業所	〒960-8141 福島市渡利字平内町6	TEL 024(521)5411
郡山営業所	〒963-0101 郡山市安積町日出山四丁目117番地	TEL 024(941)3434
会津営業所	〒965-0005 会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原209-1	TEL 0242(25)1061
いわき営業所	〒970-8026 いわき市平字東町20-6	TEL 0246(21)1767

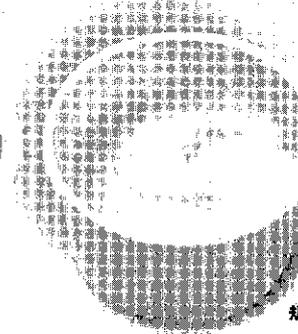
We are もっとおいしく、もっとたのしく



食生活にゆとりと自かきさ。

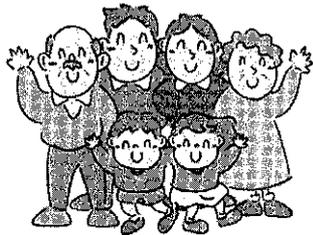


カル・カロ アイス バラ



規格50ml

アレルギー物質
乳・大豆



食べる楽しさに 安心を添えて

紅食株式会社は、業務食品、業務用冷凍食品をはじめ、
治療用食品、介護用食品、非常用食品等の販売会社です。
お子様からご高齢者様へ食のサポート事業を展開しております。

全国病院用食材卸売業（協）
（社）学校給食物資開発流通研究協会
（社）日本外食品卸協会
日本給食品連合会
福島県組合員

紅食株式会社

福島県須賀川市御町12
TEL 0248-76-8121・FAX 0248-76-8124

解決エンジニア

さあ、気持ちよく
仕事しよう!
電化厨房システムで、毎日が快適&エコ。

施設づくりも、エコの時代。東北電力からのご提案です。

業務用

電化厨房システム

「厨房、そろそろ新しくしたい」。そんな経営者の方におすすめなのが、「電化厨房システム」です。電気式なので厨房内の温度が上がらず、スタッフも快適に働けます。しかもドライキッチンで安全、安心な厨房づくりを実現。さあ、あなたの厨房も人と環境にやさしい電化厨房にしませんか?



電化厨房は、「3C+P」を実現します

Cool (クール)

厨房内の温度や湿度の上昇を抑え快適です。空調負荷も軽減されます。

Clean (クリーン)

炎がないので、油煙やススの発生が抑えられ、調理台や床などの清掃も簡単で衛生的です。

Control (コントロール)

調理の温度と時間の設定が容易になり、作業の標準化が図れます。

Productivity (プロダクティビティ)

3Cの厨房増設改善により、調理のシステム化・マニュアル化が可能となり、生産性の向上につながるります。

●さまざまな施設に対応しております。

福祉施設 | 病院 | ホテル | レストラン | スーパー など

より、そう、ちから。
東北電力

○お気軽に、お問い合わせください
福島支店 発電・販売カンパニー 法人営業グループ
☎024-540-5807(代)

オール電化の満足を、ビジネスにも。
東北電力から提案します、業務用電化システム



株式会社
ホームナース

管理栄養士募集中!!

お問い合わせ: 022-716-2080

トータルライフケアのパートナー

当社では明るく活力ある社会づくりの貢献を目指して、働き盛りの年代、あるいは主婦の方々や高齢者の方々を対象に生活の質(QOL)の向上などを目標に保健指導事業を行っております。

保健師・助産師・看護師・管理栄養士等の専門職がノーマライゼーションの理念に基づき全国ネットワークで活躍しております。



所在地

広島県広島市東区光町2丁目7-17 第二京谷ビル401号

営業所

宮城県仙台市青葉区国分町1丁目8-10 大和ビル4階

